

商事仲裁に関する法律

第1章 総則

第1条

本法は、カンボジア王国内で発生している商事に関する争いを早急に当事者の自由な意思で和解させ、当事者の権利及び利益を保護し、経済の発展に寄与することを目的とする。

本法は、他の手続によって解決できる事件の法律の効力及び解決できない事件を含め、カンボジア王国内で施行されている種々の法律の効力に何ら影響を与えることはない。

第2条

本法の用語の定義及び解釈方法は、以下のとおりである。

- a. 「仲裁」とは、調停常任機関の枠組外か枠組内かを問わず、争いを仲裁委員会を使って和解させること。
- b. 「仲裁裁判所¹」とは、1名の仲裁人か、複数名の仲裁人で構成する機関である。
- c. 「裁判所」とは、国家の機関若しくは司法制度の機関である。
- d. 「和解合意」とは、契約の有無に係らず、法律関係に基づいて仲裁されたすべての争い、若しくは特定の争い、又は発生した争い、若しくは発生しうる争いに係る当事者間の合意である。
- e. 本法の第36条を除き、各条文中で記述している争いの当事者間が自由に決定する事項という表現については、その自由に決定する権利には、争いの当事者が第三者又は機関に与えて解決する権利も含む。
- f. 本法の条文の規定で、合意又は合意の可能性のある当事者の合意内容、若しくは当事者の合意の方法を引用した場合は、その合意内容による。
- g. 本法第33条（1）及び第40条（1）以外で、請求訴訟に適用する条文は、反訴にも適用する。また、請求訴訟で出された反論も、反訴にも適用する。
- h. 「国際」仲裁は、下記の場合のことをいう。
 - h1. 仲裁契約の当事者が異なる国でその商事活動を行う
 - h2. 下記のいずれかの場所が当事者の商事活動を行っている国と異なる
 - 仲裁の場所：仲裁契約があった場合、又は契約で定められた場合
 - 商事活動に係る重要な債務の発生場所、又は争い事項発生に近い場所
 - h3. 争い当事者の仲裁契約事項が2国以上と関係する
 - h4. このh項について
 - 当事者の商事活動場所が複数あった場合は、仲裁契約に一番強く関わる場所を商事場所とする
 - 当事者が商事場所を有しない場合は、当該当事者の住居地とする

¹ 訳注：クメール語版では従来の「裁判所」という用語は使っておらず、直訳すれば「フォーラム」又は「舞台」であるが、WIPOのホームページに出ている英語版では「arbitral tribunal」という用語が使われているので、日本語訳も「仲裁裁判所」とした。

- i. 「商事」については、契約書の有無にかかわらず、あらゆるビジネスをカバーするために広く解釈しなければならない。ビジネスとは、次のようなものがある：商品やサービスの供給又は交換に係る取引、代理又はエージェンツ契約、製造取引、場所の賃貸、設備の賃借、工事取引、相談サービス、建設、免許発行、投資、融資、銀行業、保険業、開発契約、コンセッション契約、ジョイントベンチャー契約、その他の工業又は商業協力契約、物又は人の空路・陸路又は水路輸送等。

第3条

特別な合意があった場合を除き、

1. 書面による通信があった場合は、直接手渡し、又は事業所での引き渡し、又は受領者の居所での引き渡し、又はメーリングアドレスでの引き渡しがあったとみなす。
2. 本法の第3条の規定は、裁判上のやり取りに適用しない。

第4条

争いの相手が本法の規定に違反したこと、又は仲裁契約事項に従わなかったことを知った当事者が、それに対して異議申立てをせず、仲裁を継続した場合、又は異議申立期間を定められたが、当事者が必要な期間延長を申請しなかった場合は、当該当事者がその異議申立ての権利を放棄したとみなす。

第5条

本法で規定している事項以外は、裁判所が介入することはできない。

第6条

本法の第19条第3項、第4項及び第5項、第21条第3項、第22条、第24条第3項は、裁判所（商事裁判所、高等裁判所、又は最高裁判所）及び商事仲裁センターによって実施する。

第2章 仲裁契約

第7条

仲裁契約とは、契約書で規定している仲裁条項、あるいは特別契約を含む。

仲裁契約は、書面で作成をしなければならない。書面による契約とは、合意内容は書面で作成し、当事者が署名したもの、又はメール若しくは電気通信という手段で交わされたもの、若しくは当事者が要求又は反論したもので、相手方がそれを拒絶しなかったものである。契約書の中の参照条項、あるいは仲裁条項を有する書類が和解条項になりうるためには、その契約が書面で作成されなければならない、その場合においてその条項

が和解合意条項の一部をなす。

第8条

争いを解決するとき、和解契約対象となる争いの解決の申請をいずれかの当事者から受領した場合は、裁判所がそれを仲裁に送致しなければならない。ただし、裁判所は、その和解の仲裁が無効であるとみなされるか、若しくは実施できないと判断した場合はその限りではない。

本条第1項で規定している訴訟提起にかかわらず、仲裁裁判を開始し、若しくは仲裁を継続することができ、そして裁判所は、仲裁裁判所に事件を送致し、仲裁裁判所の決定を待たなければならない。

第9条

仲裁前若しくは仲裁中に、争いのいずれかの当事者による裁判所への保全の仮処分の申立ては、和解契約と両立しない。

第3章 国立商事仲裁センター

第10条

商業省の支援により、独立の国立仲裁センターを創設する。国立仲裁センターの目的は、次のとおりである。

1. カンボジア王国内における商事の争いを和解によって解決をすることを推進する。
2. カンボジア王国内における商事仲裁事件を管理するために必要な組織を設置し、仲裁契約を持っている争いの当事者が仲裁申請時の解決手法（手続）を設けなければならない。
3. カンボジア王国において質の高い仲裁を確保する。また、もう一つの目的としては、仲裁人の資格を定めることである。

第11条

自然人でカンボジアの国籍又は外国籍の仲裁人は、国立仲裁センターに登録をしなければならない。国立仲裁センターは、仲裁人の資格を定め、仲裁人名簿を毎年発表しなければならない。この帳簿は絶対ではなく、争いの当事者は、この帳簿に名前が載っていない仲裁人を選定して構わない。

第12条

下記の自然人及び法人は、国立仲裁センターの会員に加入することができる。

- 国立仲裁センターの仲裁人名簿に記載されている自然人である仲裁人

- 商工会議所
- カンボジア弁護士会
- 商業、工業、ビジネス及びサービス商業が組織している協会等

国立仲裁センターの会員加入申請書は、最大7人の理事で構成される執行理事会によって審査される。執行理事会の理事の任期は3年であり、1回のみ再選されることができる。

第13条

商工会議所は、プノンペンにおいて仲裁センターを設立することができる。商業、工業、ビジネス及びサービス商業のそれぞれの業種の協会において会員同士、あるいは会員と第三者との争いを仲裁する自前の仲裁センターを設立することができる。

第14条

国立仲裁センターは、下記の機関によって運営されなければならない。

- 総会
- 執行理事会

総会の主な仕事は、次のとおりである。

- 国立仲裁センターのセンター長又は執行理事会の過半数の委員（理事）によって召集される会議を年1回から2回行う
- 執行理事会の選任
- 執行理事会の年度報告書のチェック
- 国立仲裁センターの財政状況の決定
- 仲裁に係る諸費用の決定
- 国立仲裁センターの運営規定や仲裁に関する規定の変更等を審査及び決定
- 国立仲裁センターの構成及び運営に関する政令で定められるその他の業務の実施

第15条

総会は、自然人会員及び法人会員の代表の参加によって行う。

第16条

仲裁センターの執行理事会は、総会によって会員の中から選ばれる。執行理事会の理事長は、仲裁センター長である。

第17条

仲裁センターの構成及び運営は、政令で規定する。

第4章 仲裁裁判所の構成

第18条

争いの当事者は、仲裁裁判所の仲裁人の人数を決めることができる。仲裁人の人数は、奇数でなければならない。

争いの当事者がその人数を決めない場合、仲裁人は3人とする。

第19条

仲裁人の選任は、下記の方法で行わなければならない。

1. 国籍を理由に仲裁人を拒否することができない。ただし、争いの当事者が別の合意がある場合は、その限りではない。
2. 争いの当事者は、仲裁人1名又は複数名の選任手続について合意をすることができる。
3. 仲裁人の選任手続に関する合意があった場合は
 - a. 仲裁人が3人であれば、各争いの当事者はそれぞれ仲裁人1名を選任し、その2人の仲裁人は3人目の仲裁人を選任しなければならない。どちらかの争いの当事者が仲裁人選任の申立てをしたにもかかわらず、相手方が30日以内に仲裁人を選任しない場合、あるいは2人の仲裁人が選任されたのち、その2人の仲裁人が3人目の仲裁人を30日以内に選任をしなかった場合は、争いの当事者のどちらかの申立てにより、裁判所（商事裁判所、高等裁判所又は最高裁判所）若しくは本法第6条の規定の商事仲裁センターが3人目の仲裁人を選任しなければならない。
 - b. 仲裁人1名による仲裁の場合で、もし争いの当事者が仲裁人の選任についての合意ができないとき、争いの当事者のどちらかの申立てにより、本法第6条で規定されている裁判所（商事裁判所、高等裁判所又は最高裁判所）若しくは商事仲裁センターが仲裁人を選任しなければならない。
4. 争いの当事者の合意による仲裁人の選任の場合であっても、下記の場合において、争いの当事者は、本法第6条で規定されている裁判所（商事裁判所、高等裁判所又は最高裁判所）若しくは商事仲裁センターに必要な措置を講じるように申し立てることができる。
 - a. 片方の争いの当事者が手続どおりに行わない場合、又は
 - b. 争いの当事者若しくは2人の仲裁人が手続で期待される合意に達しそうでない場合、又は
 - c. 機関を含む第三者が手続において任された任務を実行しなかった場合。仲裁人の選任手続の合意において、その選任手続について特別に規定された場合は、

本条²を適用しない。

5. 本法第6条で規定されている裁判所（商事裁判所，高等裁判所又は最高裁判所）若しくは商事仲裁センターが本条第3項，第4項に係る事項についての選任を行った場合は，その決定に対して異議を申し立てることができない。仲裁人1人を選任するとき，独立性及び中立性を確保するために，本法第6条で規定されている裁判所（商事裁判所，高等裁判所又は最高裁判所）若しくは商事仲裁センターは，争いの当事者の合意契約において定められた仲裁人の資格条件を考慮しなければならない。仲裁人1名若しくは3名による国際的な性格を有する仲裁の場合，仲裁人を選任するとき，本法第6条で規定されている裁判所（商事裁判所，高等裁判所又は最高裁判所）若しくは商事仲裁センターは，本法第19条第1項の規定に基づき，争いの当事者の国籍と異なる国籍を有する仲裁人の選任の可能性を検討しなければならない。

第20条

仲裁人に選任された者は，選任されたときからその仲裁事件が終了するまで，中立性若しくは独立性を疑われるような特別な事情を示さなければならない。争いの当事者がすでに知っている場合を除き，仲裁人はそのような特別な事情を速やかに示さなければならない。

独立性又は中立性が疑われる場合，若しくは争いの当事者の合意による仲裁人の資格条件と異なる場合のみ，その仲裁人を拒絶することができる。争いの当事者が，自分が選任した仲裁人，又は自分が参加した手続によって選任された仲裁人を拒絶できるのは，仲裁人選任後に拒絶の理由を知った場合のみである。

第21条

仲裁人を拒絶したい争いの当事者は，次の手続に従わなければならない。

1. 争いの当事者が本条第3項の規定に従って仲裁人を拒絶する手続について合意することができる。
2. 仲裁人拒絶の手続についての合意がない場合，仲裁人を拒絶したい争いの当事者は，その仲裁裁判所ができてから，若しくは本法第20条第2項の規定による特別な事情を知った時から15日以内に書面で拒絶の理由を明記して申立てをしなければならない。拒絶された仲裁人が回避するか，又は相手方が同意した場合を除き，仲裁裁判所は，その拒絶の申立てについて決定をしなければならない。
3. 拒絶が争いの当事者によって合意された手続，又は本条第2項の規定による手続で実現できない場合，拒絶の当事者は，本法第6条で規定されている裁判所（商事裁判所，高等裁判所又は最高裁判所）若しくは商事仲裁センターに対して，拒絶の

² 訳注：原文もこの一文は、「c項」内にあり，文言も「本項（c項）」ではなく，「本条」となっている。

拒否決定（拒絶申立ての棄却決定）の通知を受け取ってから30日以内にその拒絶申立てについて最終的な判断を求めることができる。当該拒絶申立てについての裁判所の判断が出るまでの間は、拒絶された仲裁人は、その仲裁の実施を継続することができ、当該仲裁事件に対する決定を出すこともできる。

第22条

ある相当の期間以上、法的な理由、又は事実上の理由、若しくはその他の理由で仲裁を実施できなかった仲裁人がいた場合、その任期は、当該仲裁人の回避、若しくは争いの当事者の合意による任期の停止によって、当該仲裁人の任期は終了する。また、上記理由中でいずれかの理由についてまだ合意形成ができていない場合は、いずれの争いの当事者からも、本法第6条で規定されている裁判所（商事裁判所、高等裁判所又は最高裁判所）若しくは商事仲裁センターに対して、当該仲裁人の任期を終了させる最終決定をするように申し立てることができる。

本条若しくは本法第21条第2項に基づいて、仲裁人の1人が回避した場合、又は当事者の合意による当該仲裁人の任期を終了した場合は、この事情は本条若しくは本法第20条第2項で規定した理由に当たらない。

第23条

本法第21条又は第22条の規定に基づき、仲裁人の1人の任期が終了した場合は、代わりの仲裁人を本法第19条の規定による手続に基づいて選任しなければならない。

第5章 仲裁裁判所の管轄

第24条

仲裁裁判所の管轄は、下記のように定められる。

1. 仲裁裁判所は、和解契約の存否、又は有効性に係る争いを含めて、自分の管轄の範囲内において決定をすることができる。この目的において、契約書の一部である和解条項は、当該契約のその他の条件に関係なく、別な合意であるとみなす。契約が無効であると決定した場合、和解条項も無効になることにはならない。
2. 仲裁裁判所は、仲裁をする権限がないことを立証する証拠は答弁の前に提出をしなければならない。争いの当事者が仲裁人の選任をしたことや、選任手続に参加したことを理由に本条のような証拠の提出を拒むことができない。争いの範囲が仲裁の管轄を超えていることを立証するための証拠の提出は、管轄を超えたとき、仲裁時に直ちに提出をしなければならない。上記の2つの場合において、定められた期間より遅れて提出された証拠は、遅延の理由に正当性があると判断した場合には、仲裁裁判所はこれを採用することができる。

3. 仲裁裁判所は、本条第2項の規定の証拠に対する判断は予備的な判断、又は事実上の判断であるとみなして行うことができる。仲裁裁判所が予備的な判断とみなして行った場合は、いずれの争いの当事者も、この判断についての通知を受けたときから30日以内に、仲裁裁判所に最終的な判断を求める申立てを行うことができる。これについての仲裁裁判所の決定に対して異議を申し立てることはできない。これについての仲裁裁判所の決定を待っている間も、その仲裁を継続することができ、さらにその仲裁の裁定を行うこともできる。

第25条

いずれかの争いの当事者からの申立てがあった場合、仲裁裁判所は、相手方にその申立ての内容に係る必要な措置を命じることができる。ただし、これと別の合意があった場合はこの限りではない。仲裁裁判所は、いずれかの争いの当事者に当該措置のための相当な保証金を納めさせることができる。

第6章 仲裁手続

第26条

争いの当事者を平等に扱わなければならない、また自分の代理人の選任の権利を含む全てのことを主張する機会を与えなければならない。

第27条

争いの当事者は、仲裁を進行するために仲裁裁判所が実施する手続について、合意をすることもでき、合意しないこともできる。

争いの当事者がこの手続について合意をしない場合、仲裁裁判所は、本法の規定に基づき、相当と判断された手続に基づいて仲裁を行うことができる。仲裁裁判所に付与する権限は、証拠を採用する権限も含まれる。

第28条

争いの当事者は、仲裁を行う場所について合意をすることもできる。もし合意がない場合、仲裁裁判所は、争いの当事者の諸事情を勘案して選定し、争いの当事者の同意を得てその場所を決めることができる。

本条第1項の規定にかかわらず、争いの当事者による特別な合意があった場合を除き、仲裁裁判所の委員と相談をしたり、証人尋問をしたり、専門家から話を聞いたり、争いの当事者から話を聞いたり、設備、所有権又はその他の書類の検査をしたりするために、仲裁裁判所は、カンボジア王国内のどこでも、相当であると判断した場合には会議を主宰することができる。

第29条

争いの当事者間の特別な合意がある場合を除き、ある争いについての仲裁は、争いの相手方がその仲裁の申請書を受け取った日から開始される。

第30条

争いの当事者は、仲裁に使われる言語又は2つ以上の言語についての合意もできる。仲裁に使われる言語について合意に至っていない場合は、仲裁裁判所が仲裁で行う1つ以上の言語を決めることができる。

資料や証拠については、仲裁裁判所が争いの当事者が合意した、若しくは仲裁裁判所が決めた1つ以上の言語への翻訳文の添付を命じることができる。

第31条

争いの当事者が同意した期間内、若しくは仲裁裁判所が定めた期間内において、請求をした当事者は請求を理由づける事実及び主張を出さなければならない。それに対して相手側がそれらの点について答弁をしなければならない。ただし、争いの当事者がこれ以外の証明方法の合意があった場合はこの限りではない。争いの当事者は、訴え又は答弁に関係すると思われる全ての資料を提出することができ、又は参考資料、その他の証拠を追加提出することができる。

争いの当事者が別の合意がある場合を除き、仲裁実施中でも、いずれの争いの当事者も訴状若しくは答弁書を修正したり、又は追加したりすることができる。ただし、仲裁裁判所が修正をするために求められた延長期間が不適切であると判断した場合は、この限りではない。

第32条

争いの当事者間で別の合意があった場合を除き、仲裁裁判所は、証拠の提示や陳述を口頭で行うのか、それとも書面やその他の書類審査によって仲裁を行うのかを決定しなければならない。しかし、争いの当事者間で口頭弁論をしない合意があった場合を除き、いずれかの争いの当事者から口頭弁論を請求した場合は、仲裁裁判所は、適切な時期を決めて口頭弁論を開催しなければならない。

口頭弁論の期日や、物や商品、財産、及びその他の資料等を検査するために集合する期日を相当な期間を決めて事前に通知しなければならない。

仲裁裁判所に提出されたすべての陳述書、書類や情報などは、相手方にも送達をしなければならない。仲裁裁判所が立証採用する専門家の報告書や証拠資料についても争いの当事者に送達をしなければならない。

第33条

争いの当事者が特別な合意をした場合を除き、理由を十分示さないときは

1. 訴えた側が本法第31条第1項で規定している請求を理由づける事実を主張しない場合は、仲裁裁判所は、その仲裁を終了しなければならない。
2. 相手側が本法第31条第1項で規定している答弁をすることができない場合は、仲裁裁判所は、答弁できないことを理由に訴えられた側が訴えた側の請求を認めたと判断することができず、その仲裁を継続しなければならない。
3. いずれかの争いの当事者が口頭弁論に出席せず、若しくは証拠提出をしない場合は、仲裁裁判所は、その仲裁を継続し、面前にある証拠のみに基づいて決定をしなければならない。

第34条

争いの当事者が特別な合意をした場合を除き、仲裁裁判所は

1. 専門家を1名若しくは複数名選任し、仲裁裁判所が決めた特定の項目について報告を命じることができる。
2. 争いの当事者に対して情報あるいは資料の提出を命じたり、又は専門家にその専門性に基づいて物や資料の必要な鑑定を命じたりすることができる。

争いの当事者が特別な合意をした場合を除き、争いの当事者の申立て、又は仲裁裁判所の判断により、口頭又は書面による報告書を提出した専門家を口頭弁論期日に呼び出し、そこで争いの当事者は質問をすることができ、さらにその他の専門家を招聘し、証人として争点を特定することができる。

第35条

仲裁裁判所又は仲裁裁判所の許可を得た争いの当事者は、証拠認定のために裁判所（商事裁判所、高等裁判所又は最高裁判所）の支援を求めることができる。裁判所（商事裁判所、高等裁判所又は最高裁判所）は、その要請を自分の管轄の範囲内、及び証拠認定手続に基づいてその証拠認定を行うことができる。

第7章 仲裁裁判所の仲裁裁定及び仲裁手続の終結

第36条

仲裁裁判所における仲裁裁定は

1. 争いの当事者が選択した法律で規定している手続及び係争物に適用する法律に基づいて判断をする。ある国の法律又は法制度を選択した場合は、特別に定められた場合を除き、それらの法律又は手続の齟齬を理由として取り上げて解釈してはならない。

2. 争いの当事者が適用する法律をあらかじめ決めていない場合は、適用できると判断された法律を用いる。
3. 公正に、又は争いの当事者が明確に許可をした場合の和解による裁定を行う。
4. 契約の条件に基づいて裁定を行い、その業界の習慣にも考慮をしなければならない。

第37条

2人以上の仲裁人による仲裁の場合、仲裁裁判所の裁定は、委員の過半数の意見によって行うものとする。

第38条

正式に仲裁を開始する前に、仲裁裁判所は、争いの当事者と協議をし、自主的に解決の可能性について探らなければならない。

1. もし争いの当事者が自主的に解決をしたい場合は、仲裁裁判所は、争いの当事者を適切と考えられる何らかの方法に基づいて支援をしなければならない。
2. もし争いの当事者が仲裁開始前か、仲裁進行中に和解した場合は、仲裁裁判所は、直ちにその仲裁を終結しなければならない。争いの当事者からの要請があった場合は、仲裁裁判所は、和解の内容を裁定に記録をすることができる。
3. 和解による裁定は、本法第39条の規定に基づいて行わなければならない。さらに仲裁裁判所による裁定であることを明記しなければならない。本裁定は、本案の裁定と同じ性質及び影響を持っている。

第39条

仲裁裁定は、下記の書式及び内容に従わなければならない。

1. 仲裁裁判所の裁定は書面で行い、仲裁人が署名をしなければならない。複数の仲裁人による仲裁の場合、過半数の仲裁人の署名しかないとき、署名をしていない仲裁人についてはその理由が記載されていなければならない。
2. 争いの当事者間で理由の無記載についての合意があった場合、あるいは本法第38条の規定に基づく和解の場合を除き、裁定に至る理由を明記しなければならない。
3. 裁定には仲裁に争いの当事者が負担しなければならない費用を記載しなければならない。そのうち仲裁人の報酬及び事前に争いの当事者間で合意されたその他の費用、若しくはその合意がない場合は仲裁人が同意した諸費用を明確にしなければならない。さらに争いの当事者間で合意があった場合、若しくは仲裁裁判所が相当であると認めれば、法律相談の費用で勝訴側に支払わなければならない費用の相当額についても記載をすることができる。
4. 仲裁の裁定には、本法第28条第1項に基づく和解の期日及び場所も明記しなけ

ればならない。仲裁の場所は、その裁定の場所であるとみなす。

5. 裁定書を作成した後、本条第1項の規定に基づいて署名された裁定書の写しを争いの当事者に送達をしなければならない。

第40条

裁定の確定、若しくは本条第2項の規定に基づく決定命令の発出によって仲裁は、終結する。

仲裁裁判所は、下記の場合において、仲裁事件の終結の決定命令を発出しなければならない。

1. 訴えた側が訴えを取り下げたとき。ただし、訴えられた側がその取下げに対して反対し、しかも仲裁裁判所がその反対した理由は当該争いを完全に解決をすることによって訴えられた側に法律上の利益があると認められた場合はこの限りではない。
2. 争いの当事者が仲裁の終結に同意したとき
3. 仲裁裁判所が仲裁不要であるその他の理由を見つけたとき、又は仲裁の継続は不能であるとき。

本法第41条、第42条の規定に基づき、仲裁人の任期は、仲裁の終結とともに終了する。

第41条

仲裁の裁定の修正及び解釈は、下記の条件で行わなければならない。

1. 仲裁裁定書を受領してから30日以内。ただし、争いの当事者が期間延長についての合意がある場合はこの限りではない。
 - a. いずれかの争いの当事者が相手に通知した上、仲裁裁判所に裁定書の計算ミス、事務関連事項のミス及び印刷ミス、又はそれに類似したミスの修正を要求することができる。
 - b. 争いの当事者間で上記の合意があった場合は、相手側に通知した上、仲裁裁判所に裁定の内容の一部の詳細説明や解釈を求めることができる。依頼内容が適切であると判断した場合、仲裁裁判所は、依頼を受領してから30日以内にその解釈又は詳細説明をしなければならない。その解釈又は説明は仲裁裁定の一部をなす。
2. 仲裁裁判所が裁定を出してから30日以内に、本条第1項 a 号で規定しているミスの修正を自らの提案で行うことができる。
3. 争いの当事者間で別の合意があった場合を除き、仲裁裁判所の裁定を受領してから30日以内に、相手に通知して、仲裁裁判所に仲裁の過程で出されたが、裁定で触れていない事項についての追加裁定を要求することができる。この要求が適切であると判断をした場合、仲裁裁判所は、要求を受領してから30日以内に追加の裁定を行わなければならない。

4. 必要があった場合、仲裁裁判所は、争いの当事者に通知をした上、本条第1項及び第3項で規定している解釈、詳細説明、若しくは追加裁定要求可能な期間を延長することができる。
5. 本法第39条の規定は、解釈、詳細説明及び追加裁定にも適用する。

第8章 仲裁裁判所の裁定に対する異議申立て、認定及び執行について

第1節 仲裁裁判所の裁定に対する異議申立て、認定及び執行を管轄する機関

第42条

カンボジア王国の高等裁判所は、仲裁裁判所の裁定に対する異議申立て、認定及び執行についての管轄を有する。

第43条

最高裁判所は、争いの当事者の異議申立ての最終的な審理機関であり、高等裁判所の決定後、不服であれば15日以内に抗告をしなければならない。

第2節 仲裁裁判所の裁定に対する異議申立て

第44条

争いの当事者は、仲裁裁判所の裁定に対して拒否の訴えの形（取消の訴え）で異議申立てをすることができ、下記の手続に従うものとする。

1. 本条の第2項、第3項の条件を満たした場合に限り、裁判上の仲裁裁判所の裁定に対して拒否する訴えを起こすことができる。
2. 下記の場合において、高等裁判所及び最高裁判所は、仲裁裁判所の裁定を拒否する（取り消す）ことができる。
 - a. 拒否の訴えを行う当事者は、次の項目について十分な証拠を提供した場合
 - a1. 争いの当事者が主張した法律、又は和解合意契約がカンボジア国内の法律の一部の規定に違反したことによって、本法第7条の規定に基づく和解契約の片方の当事者が法律上、又は和解契約上の一部の権利を失った。
 - a2. 拒否の訴えを起こした当事者が仲裁人の選任についての通知、又は仲裁手続等に関する通知を受け取っていない。又は当該当事者は、自分の事実を有効的に示すことができなかった。
 - a3. 当該争いに対する仲裁の裁定が和解合意契約に依っていないか、和解合意契約に従っていない。もし仲裁を要求した事項を要求しなかった事項から切り離すことができれば、拒否の訴えは、以前仲裁要求をした部分についてのみ行うことができる。

- a4. 和解合意契約は、本法の規定に違反していない場合において、仲裁裁判所の構成若しくはその手続の進行は、和解合意契約に従っていなかった。和解合意契約がない場合は、仲裁裁判所の構成若しくはその手続の進行は、本法の規定に従っていなかった。
- b. 高等裁判所及び最高裁判所が次のことを見つけた場合
 - b1. 仲裁内容は、カンボジア王国の法律により仲裁に適していない。
 - b2. 仲裁の裁定は、カンボジア王国の公共政策に反している。
- 3. 仲裁の裁定の送達を受けてから30日経過した場合、又は本法第41条の規定に基づく要求であれば、仲裁裁判所がその要求を解決した期日から30日経過した場合は、拒否の訴えを起すことができない。
- 4. 仲裁の裁定を拒否する訴えの通知を受け、それが適切であると判断し、さらに片方の当事者からの要請があった場合は、高等裁判所及び最高裁判所は、その拒否訴えの進行を一定期間中断し、仲裁裁判所が仲裁の審理をしなおすか、裁定拒否の理由を取り除く機会を与えなければならない。

第3節 仲裁の裁定の認定及び執行について

第45条

仲裁の裁定は、どの国から出されても、高等裁判所に書面で申立てを行い、認定されれば本法第44条及び本条の規定に従って執行される。

仲裁の裁定を主張し、当該仲裁の裁定の執行を申し立てるとき、当該裁定の原本及び本法第7条の規定に基づく和解合意契約の原本、若しくは正しく写したことの証明付きの写しを提出しなければならない。もし当該仲裁の裁定又は和解合意契約書がクメール語で書かれていない場合は、その当事者は正しく翻訳をしたことの証明付きのクメール語訳も添付しなければならない。

第46条

仲裁の裁定がどこの国から出されたとしても、認定に対する異議申立て又は執行に対する異議申立ては、下記の条件のみ行うことができる。

- 1. 異議申立てをした当事者が高等裁判所に下記の証拠を提出した場合は、異議申立てをした当事者の要求どおり実施する。
 - a. 本法第7条の規定に基づく和解契約の片方の当事者が法律上、又は和解契約上の一部の権利を失った、又は和解合意契約がカンボジア王国内の法律の一部の規定に違反したことによって、その和解合意契約は無効である、又は
 - b. 異議申立てをした当事者が仲裁人の選任についての通知、又は仲裁手続等に関する通知を受け取っていなかったか、又は当該当事者は自分の事実を有効的に示すことができなかった、又は

- c. 当該争いに対する仲裁の裁定が和解合意契約に依っていないか、和解合意契約に従っていないか、若しくは裁定が和解契約の範囲を超えて行われた。もし仲裁を要求した事項を要求しなかった事項から切り離すことができれば、仲裁の対象になっていた事項の一部については認定若しくは執行を行うことができる、又は
- d. 仲裁裁判所の構成若しくはその手続の進行は、和解合意契約に従っていなかったか、もし和解合意契約がない場合は、仲裁裁判所の構成若しくはその手続の進行が本法の規定に従っていなかった、又は
- e. 仲裁の裁定を出した国の法律では、その裁定の内容はまだ争いの当事者の債務になっていないか、又は仲裁の裁定は出された国の裁判所において取り消されたか、執行猶予を宣言された

2. 裁判所が次のことを判明したとき

- a. 係争物はカンボジア王国の法律において仲裁の対象にならない、又は
- b. 仲裁の裁定を認めた場合、カンボジア王国の公共政策に違反する

本条第1項 e 号の規定に基づいて高等裁判所に取消又は執行猶予の申立てをした場合で、高等裁判所が正当な理由があると判断した場合、争いの当事者が当該仲裁の裁定の認定若しくは執行の申立てを提出した高等裁判所は、自分が出された決定を取り消して、さらに当該裁定の認定若しくは執行を申し立てた当事者の要求により、相手方に対し、相当の補償を要求した当事者への支払を命じることができる。

第9章 最終条項

第47条

商事仲裁に係る規定で、本法に反するものは、全て廃止する。

以 上